

地下の正倉院展 【年号と木簡】 第Ⅱ期展示木簡

第Ⅰ期	一〇月二二日(土) — 一〇月二七日(日)
第Ⅱ期	一〇月二九日(火) — 十一月一〇日(日)
第Ⅲ期	十一月二日(火) — 十一月二四日(日)

*木簡は三期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、既報告の釈文を改めている場合があります。

※展示番号の上部に記した◎は国宝を示します。

年号使用のはじまり

2 丹波国からの荷札

(藤原宮第一八次、S D 145 出土。『藤原宮木簡一』一五五号)

丙申年七月旦波国加佐評□□〔棕カ〕

長さ(一八〇)㎜・幅一六㎜・厚さ三㎜ 〇一九型式

丙申年(持統天皇一〇年・六九六)に、旦波(丹波)国から届けられた荷札。「丙申年」は、干支を用いる年の表し方である。干支とは、十干(甲乙丙丁戊己庚辛壬癸)と十二支(子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥)を組み合わせて六〇通りのパターンの作りだすもので、これを順番に当てはめて、年や日にちを表すのに用いる(年の場合、この干支が一巡することを「還暦」という)。「旦波」は丹波の古い表記で、古代の木簡では、ほぼ藤原宮期までのいわゆる七世紀木簡にのみみえる。加佐評は、『和名類聚抄』(以下『和名抄』と略す)の丹後国加佐郡にあたる(今の京都府舞鶴市、福知山市北東部)。丹後国は、和銅六年(七一三)四月、丹波国の五郡(加佐・与佐・丹波・竹野・熊野の各郡)を割いて設置された『続日本紀』同月乙未(三日)条。

□〔棕カ〕の類例として、飛鳥京跡苑池遺構から「佐評棕椅部」と記した荷札が出土している。丹後国加佐郡のなかで棕を冠

5 女性への紐の支給に関わる木簡

(飛鳥藤原第一一五次、S X 501 出土。『飛鳥藤原京木簡二』一四六七号)

(表) □養宿祢道代給□五〔紐カ〕 (裏) 太寶元年十一月□□

長さ(一二六)㎜・幅(二二)㎜・厚さ三㎜ 〇六五型式

あがたのいぬがいのみちよ
 県 犬養道代(三千代)に紐を賜った時の文書木簡。裏面に太寶元年(七〇一)の年紀がある。「大宝」は、対馬から金が貢納されたことにちなんだ年号で、文武天皇五年(七〇一)三月

二一日に定められた。その後大宝四年五月一〇日、藤原宮の西楼の上に現れた雲にちなんで「慶雲」へと改元された。

木簡を二次的に整形した転用木製品であるが、用途は不明である。表側は現横幅の右半分に寄せて記し、裏側は真ん中に記す。このような字配りから、右辺の二次的整形はわずかで、左辺は木簡当初の削りをとどめていると判断される。

冒頭の「□養宿祢」は、もとは上に文字が続いていて、県犬養宿祢と推定できる。「道代」は県犬養橘宿祢三千代。彼女に紐を支給するという内容であるが、藤原宮跡内裏東外郭のすぐ外側を北流するSD一〇五からも「三千代給煮□□」と書かれた木簡が出土している（奈良県教育委員会編『藤原宮』一五号）。I期展示4のように、別勅賜物を支給する際にこの種の木簡が作成され、それを送り状に転用する場合もあった。

年紀は、七世紀には干支を用い冒頭に記されていたが、七〇一年に施行された大宝令の規定により、年号を用い末尾に記されるようになった。儀制令に「凡そ公文に年を記すべきは、皆、年号を用いよ」とみえ（26公文条）、この条文について、大宝令の注釈書「古記」は、「大宝と記して辛丑と注さざるの類なり」とする。年の表し方と書く位置の変更は、出土点数の格段に増えた現在においても、わずかな例外が知られるのみである。

祥瑞と年号

8 参河国からの糯米の荷札

（二二二次南、SK3213出土。『平城宮木簡二』二七〇四号。

以下、宮二二七〇四のように略す）

〔飽カ〕

参河国□海郡寸松里海部宇麻呂春糯

米五斗和銅二年十二月无位主帳石部□麻呂

〔国カ〕

長さ一〇三mm・幅二六mm・厚さ四mm ○三二型式

木簡をよむ3—光明皇后の誕生日

県犬養橘宿祢三千代は、藤原不比等の妻となり、5の年紀と同じ大宝元年（七〇二）に安宿媛（後の光明皇后）を出産している。衛門府ないし中務省に關係する木簡にその名がみえ、おそらくは天皇の勅により物品の支給に預かったとするならば、5は彼女と天皇との密接な關係を示す史料といえよう。この年に光明子が誕生したという事實をもとに、5の木簡が光明子誕生による賜物の可能性を考え、光明子の誕生を十一月頃と推測する説がある（寺崎保広「光明皇后」佐藤信編『古代の人物2 奈良の都』清文堂、二〇一六年）。

さらに、この理解をふまえ、十一月に続く墨痕を日付「十七」と推測し、光明子は十一月十七日以前に生まれたと考える説がある。平安時代の史料によると、誕生祝いは生後七日目にも行われることが多く、光明子の子某王（基王）も、誕生七日後の神龜四年（七二七）十月五日に賜物などが行われている（『続日本紀』同月癸酉（五日）条）。推測を遅くするならば、光明子は、木簡の日付「十一月十七日」から七日前にあたる「十一月十一日」に生まれた可能性もあると指摘されている（山本崇「飛鳥・藤原の木簡を紐解く」奈良文化財研究所編『飛鳥・藤原京を読み解く』クパプロ、二〇一七年）。

参河国飽海郡村松里（今の愛知県田原市村松町付近）からの

春糯米の荷札木簡。「□海郡」は碧海郡もしくは飽海郡だと想定されるが、一文字目の筆画は「碧」とは異なると判断され、飽海郡であろう。飽海郡は『和名抄』の渥美郡にあたる。「寸」は「村」の木偏を省略したもの。『和名抄』に村松郷はみえないが、『日本三代実録』に渥美郡村松山がみえる（貞観二年（八六〇）八月十四日辛卯条）。

左行は上部に和銅二年（七〇九）の年紀が記される。「和銅」は、武蔵国から銅が献上されたことにちなんで名付けられた年号

で、慶雲五年（七〇八）正月一日に改元した。无位（無位）の「位」字は、別の文字の上に重書して修正したように見える。糯米の荷札は珍しい。また、主帳は郡司の第四等官のことで、郡司名を記す荷札も少ない。全体を二行に書く書式も含めて、非常に特異な木簡である。

11 丹波国からの白米の荷札

（九一次、整地土下層出土。宮七―一二三〇六）

〔負カ〕

（表）丹波国氷上郡石□里笠取直子万呂一俵納
（裏）白米五斗 和銅□年四月廿三日

長さ一九九mm・幅二二mm・厚さ六mm ○三二型式

丹波国氷上郡石負里は、今の兵庫県丹波市氷上町石生と柏原町を含む地域。同じ整地土から、同じく丹波国氷上郡石負里からとみられる米の荷札が11を含めて四点出土している。いずれも同一人物が書いたものとみられる。

白米の荷札では、「五斗」や「米五斗」のように品目と容量を簡単に示すのが普通だが、11ではご丁寧なことに、「一俵」であること、中身に「納」めてあるのが「白米五斗」であることを併記している。こうした書き方は、一緒に出ている四点半で確認できる（残りの一点も折れていて残らないだけで同じ書き方の可能性が高い）。そしてこれら以外には今のところ見つからない、稀有な事例である。

ちなみに、「俵」と表記し、その後ろに内容量だけを続けて記す木簡は他にも存在する。ただし、その場合は「一石」の事例がほとんどで、そのほかは「中途半端」な数量である。『延喜式』によれば、俵の容量は五斗という規定だから（雑式28公私運米条）、五斗はあたりまえで書く必要はない。つまり、量を明記するのは

あたりまえでないときが普通なのである。

文字は比較的手慣れて上手だから、事務作業に精通しておらず、ついつい何でも書いてしまったというわけではないだろう。書き手が丁寧というか、くどいというか、あるいは書き手の上司がそういう性格だったか、想像の膨らむところである。

裏面に和銅の年号が記されるが、ちょうどその下で折れていて、何年か判読できない。残面からは「和銅二年」または「和銅三年」の可能性が高い。

◎14 長門国からの荷札

（二二次北、SD3035出土。宮二―二二九四）

（表）長門□〔国カ〕

（裏）靈龜

長さ（六九）mm・幅三〇mm・厚さ五mm ○三九型式

上部に切り込みを有する形状などから、長門国（今の山口県西部）からの荷札木簡の断片とみられる。文字は極めて端正である。長門国の荷札のうち、大津郡（ほぼ今の長門市にあたるか）からの鰻耳漬の荷札（『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二、三八頁下段（以下、城二―二三八下のように略す））や、同郡からの海藻の荷札（城六―八上）は、14と幅が全く同じで、どちらもやや厚手であり、切り込みの形状もよく似ている。また、裏面に年号を記す点も共通する。こうした点から考えて、14も、本来は長さ一五cm弱・〇三二型式で、長門国大津郡からの木簡だったのであろう。

「靈龜」は、左京の人高田久比麻呂が献上した瑞龜にちなんで名付けられた年号で、和銅八年（七一五）九月一日、元正天皇の即位当日に改元した。

17 武蔵国からのヒシの実の荷札

(一八六次北、SE4770出土。『平城京木簡一』六八号
以下、京一―六八のように略す)

(表) 武蔵国策覃郡宅子駅菱子一斗五升
(裏) 靈龜三年十月

長さ二七八mm・幅二二mm・厚さ五mm ○三三型式

武蔵国埼玉郡にあつた宅子駅(今の埼玉県行田市谷郷付近)から届けられたヒシの実の荷札木簡。靈龜三年は七一七年。「一斗五升」は今の六・七五升、約一二・一五ℓ。
「策覃」(現代の音読み―サクタン)と書いて「埼玉(サキタマ)」を表している。古代では現代の「サイタマ」を「サキタマ」と呼んでいた。「策覃」の表記は、より古い地名呼称を残している可能性がある。

20 志摩国からのワカメの荷札

(四三次、SD4951出土。宮三―三一九六)

志摩国答志郡和具郷難設里戸主大伴部祢麻呂口 同羊御調海藻六斤
養老七年五月十七日

長さ二九五mm・幅三三mm・厚さ四mm ○三三型式

志摩国答志郡和具郷難設里(今の三重県志摩町和具付近、もしくは鳥羽市答志町字和具付近)から調として届けられた海藻(ワカメ)の荷札。六斤は、約四kg。割書左行に年紀を記す。養老七年は七二三年。「養老」は、元正天皇が行幸した美濃国多度山の美泉にちなんだ年号で、靈龜三年(七一七)十一月一七日に改元した。年紀の部分は丸みを帯びた筆遣いで、23と好対照な書

きぶりである。また、墨の濃淡からは、「六斤」の後で墨を継ぎ、年紀の部分を一気に書いた様子が窺える。
志摩国の調の木簡は、税目を「御調」と記すことが多く、また貢進月が調の貢進月九月―十一月からはずれる四月―六月のものが多い点などから、志摩国の御調は贄的な性格のものと考えられている。

23 若狭国からの塩?の荷札

(三九次、SD4951出土。宮三―二九〇〇)

(表) 若狭国遠敷郡 木津 [郷カ]
土師
(裏) 養老三年十月十日

長さ(一二三)mm・幅三一mm・厚さ六mm ○三九型式

若狭国遠敷郡木津郷(今の福井県高浜町付近)から届けられた荷札。裏面に年紀がある。養老三年は七一九年。角張った文字で(とくに「老」の「ヒ」の部分に注目)、丸みを帯びた20の「養老」とは対照的である。品目は不明だが、類例からみて塩の荷札であろう。土師は貢納者のウジ名。41も同じ木津郷からの調塩荷札の断片とみられる。

◎26 造酒司で使われた甕？の付札

(二二)次北、SD3035出土。宮二―二三(二八)

神龜元年十二月

長さ二九一mm・幅二八mm・厚さ三mm ○三二型式

「神龜」は、左京の人が捕獲した白亀にちなんで名付けられた年号で、養老八年(七二四)二月四日、聖武天皇の即位当日に改元した。神龜元年一二月は、聖武天皇の大嘗祭が執り行われた翌月にあたる。反対面には文字が残っていないが、年紀だけの木簡は考えにくく、本来は反対面に木簡の機能に関わる記載があり、こちらが本来の木簡の表面だったと考えられる。

上端の左右に切り込みをもつ木簡としての形状からみると、付札機能をもつものであるのは確実である。貢進物の荷札か、保管用のラベルかの判断は難しいが、一二月を貢進月とする租税の荷札は少ないこと、「神龜元年十一月十九日」の日付をもつ容量を記しかつ大きさのよく似た木簡がある(宮二―二三三二)ことなどから考えると、大嘗祭の後始末に関わる酒や水などの付札だったとみるのがよさそうである。左辺の切り込みより下、及び右辺下端は欠損する。

32 越田瓦屋からの人夫の進上状

(二〇)四次、SD5300出土。京三―四五(三三)

(表) 「屋屋屋屋進進進進」

越田瓦屋進上借子四人 葭屋酒人

(裏) 物部古万呂氷櫃

出雲熊 「物」 天平八年七月六日 「□」

「物部 物部郡屋」 垂水真鷹

右

「内掠馬甘

長さ三六九mm・幅(五一)mm・厚さ一〇mm ○八一型式

29 出羽国の郡司考状帳の軸

(二五)五次、SD11640出土。宮六―九八(八三)

(木口)出羽国郡司考「状帳カ」
(木口)神龜五年

長さ二九五mm・径一六mm ○六一型式

完形の棒軸。両木口の外周に沿って、この軸に巻かれていた文書が何であるかを時計廻りに記す。文字はきわめて小さい。一方の木口に文書の内容を記し、もう一方には年紀を記す。神龜五年は七二八年。側面の削りはやや粗く、完全な円柱状ではなく若干面が残る。「考状帳」は、考課(毎年の勤務評定)の実績を具体的に記した文書。出羽国(今の山形県・秋田県地域)の各郡の郡司に関するものを一巻の巻物にし(国で清書し直している可能性がある)、式部省に報告した際の軸であろう。

平城京の東南端、今の奈良市北之庄町の五徳池（越田池）付近にあった越田瓦屋（瓦窯施設）が、借子四人を藤原麻呂邸に派遣した時の木簡。借子は臨時雇いの人々と考えられる。四人の名は守人足、葭屋酒人、物部古万呂、出雲熊。彼らは羹（肉や野菜入りの熱いスープ）を入れた櫃と氷を入れた櫃を携えて子一点（午後一時）に進上した。点の字体は「點」。

裏面の天平八年は七三六年。「天平」は、背中に「天王貴平知百年」の文がある亀を左京職が献上したことにちなんで名付けられた年号で、神龜六年（七二九）八月五日に改元した。「右」以下の部分とのつながりは不明だが、そのあたりから下部は木簡の厚みが薄くなっていることから、再利用の際に削るのをやめたため、前に使用したときの文字が残った可能性が考えられる。

越田池から西の平城京南辺は、光明皇后の一周忌に際して興福寺と法華寺に施入された京南田の想定地で、光明皇后との所縁が深い。羹や氷は、藤原麻呂の家政機関を通じて皇后宮に届けられた可能性がある。七月六日はちょうど吉野行幸（六月二七日～七月一三日）の期間中でもあり、聖武天皇の皇后宮滞在と関連するかも知れない。

◎35 ひさごを納めた籠？の付札

（一三次、SK820出土。宮一―四八四）

（表）不煮瓠納輦

（裏）天平十七年十一月廿一日

長さ二四八mm・幅二〇mm・厚さ六mm ○三二型式

「瓠」はヒョウタンやユウガオなどのウリ科植物の総称。ここでは草冠がつく異体字を使用している。「輦」は輦籠（持ち手のついた籠）のこと。裏面に天平一七年（七四五）の年紀がある。瓠は、主に雑器を作る料にあてられていた。賦役令29葦藍条の注釈によれば、染草・縄・柏・槽・机・籠・簀などとともに、

民部省があらかじめ当年度の需要量を算出して畿内諸国に賦課し、百姓の雑徭によって製作京進する定めであった。『延喜民部式』には五畿内からの交易雑器として、また遠江・常陸などの国からも交易雑物として貢進する規定が見える。

しかし、「不煮」の解釈が難しい。雑器として加工する場合、乾燥させる必要があり、煮る工程との関係がはっきりしない。現代のようにヒョウタンの中身を取り出すためや皮をむくためだろうか。あるいは食用のウリと解すべきかもしれないが、ヒョウタンの場合は通常苦みがあつて食べると中毒を起こす。一月という日付がウリ類の収穫時期からはやや遅い点も含め、「不煮瓠」の正体については、なお検討を要する。

四文字の年号

38 宮舎人の受け取り状

（二三次南、SA3205出土。宮一―二七一九）

（表）宮舎人県志己等理 受物戸四口

（裏）天平勝寶八歳八月十六日

長さ三〇三mm・幅二五mm・厚さ五mm ○一型式

文書木簡。「宮舎人」である。県志己等理が「物戸」を受け取ったことの記録と思われるが、「物戸」は未詳。あるいは「物部」と同義か。天平勝寶八歳は七五六年。

舎人とは天皇や皇族に近侍し雑用を務める者で、「宮舎人」は東宮舎人や中宮舎人などの略称か。「宮舎人」の語は正倉院文書にも散見する（『大日本古文書』〈編年〉二卷二八頁、同四卷三二六頁ほか）。ただ、天平勝寶八歳八月時点においては、同年五月に崩御した聖武太上天皇の遺詔により孝謙天皇の皇太子として道祖王が立てられているため東宮舎人の可能性はあるが、中宮

藤原宮子は天平勝宝六年七月に崩じており、中宮舎人を指すとは考えがたい。さらに、紫微中台舎人を指す可能性も否定できない。紫微中台は天平勝宝元年に皇后宮職を改称したもので、正倉院文書では紫微中台を単に「宮」と称することがある。また、紫微中台は天平宝字二年（七五八）に坤宮官と改称されており、『続日本紀』同年八月甲子（二五日）条）、坤宮官舎人を「宮舎人」と記した例（『大日本古文書』（編年）一四卷三五九頁）も参考になる。裏面には「天平勝宝八歳」と記される。天平感宝元年（七四九）七月二日、孝謙天皇の即位に伴い天平勝宝と改元され、同九歳（七五七）八月一八日に天平宝字と改元されるまで使用された。また、天平勝宝七年正月四日の勅により、「年」に代わって「歳」の字を用いることが定められた。中国・唐の制度に影響を受けたものと考えられ、天平宝字改元とともに再び「年」が用いられることとなった。

なお、天平勝宝に先立つ天平感宝は天平二十一年（七四九）四月一日に陸奥国より初めて黄金が献上されたことにちなんで改元したもので、日本では最初の四字年号となる。だが、それから三カ月も経たないうちに天平勝宝に改元される。奈良時代の年号としては最も使用期間が短いもので、これが記された木簡も今のところ平城宮・京では出土していない。四字年号は、「歳」字の使用と同じく、唐の則天武后の時代の制度に倣ったものと考えられている。

◎41 若狭国からの荷札

(二〇次、SK2101出土。宮二―一九五〇)

〔若カ〕
 (表) □ 狭国遠敷郡 木 □
 (裏) 天平勝寶二 □

長さ(一〇二)mm・幅(二九)mm・厚さ四mm ○一九型式

若狭国遠敷郡からの荷札の断片。「郡」字の右下の文字は「木」とみられ、同郡木津郷（今の福井県高浜町付近）からの荷札である可能性が高い。「木」字はそれより上の文字より小さく、右に寄せて記されており、ここから下は二行の割書になっていたとみられる。割書は若狭国の荷札に多く認められる特徴である（隠伎国〈今の島根県隠岐の島〉の荷札にも同様に多くみられる）。

下部欠失のため税目・物品名などは分からないが、若狭国の荷札は基本的に贄または調塩のいずれかに限られ、贄の荷札はほとんどが一行書きであるのに対し調塩の荷札には二行割書のものも多くみられる傾向がある。したがって、41も調塩の荷札である可能性が高いだろう。

冒頭の「若」字は左払いと「口」の下半が残るのみで、上端の尖らせたような加工は二次的と考えられる。裏面右側にも廃棄後に削られた痕跡が認められ、何らかの製品として再利用されたのかも示れない。

裏面の天平勝宝二（年）は七五〇年。文字は全体にクセが強く特徴的だが、特に「宝（寶）」は大きくバランスが崩れている。

44 甲斐国からの養錢の付札

(三二次補、SD4100出土。宮四―四六六二)

(表) □ 斐国山梨郡加美郷丈部字万呂六百文
 (裏) 天平寶字八年十月

長さ(一〇九)mm・幅(一七)mm・厚さ四mm ○三二型式

錢の付札。六百文という額からみて、養錢の付札であろう。甲斐国山梨郡加美郷（今の山梨県山梨市北部を中心とする地域）から、衛士（諸国の軍団から交替で上京し、衛門府や衛士府に属して宮中の警護などに当たった兵士）または仕丁（諸国から上京

し、王臣家や寺社・官司などで雑用に従事する役」として都に赴いた丈部宇万呂の生活費の名目で収められたもの。

天平宝字八年は七六四年。「年」字が大きく省画されるなど、クセの強い書きぶりである。表裏とも、素早く筆を走らせサラサラと書き付けたような印象を受ける。

「天平宝字」は、孝謙天皇の寝殿の承塵（屋根裏から落ちる塵を防ぐため、部屋の上に張る板・むしろ・布など）の裏に「天下太平」の四字が生じ、駿河国の蚕が「五月八日開下帝釈標知天皇命百年息」という字を作ったことにちなんで名付けられた年号。天平勝宝九歳（七五七）八月一日に改元した。

47 参河国？からの荷札

（二二次、SD2700出土。宮二―二一九四）

〔幡カ〕

〔表〕□太郷戸主凡直□□

〔裏〕□寶字□

長さ（一一一）mm・幅一五mm・厚さ六mm ○三九型式

荷札の断片。表面の一字目は下半しか残らないが「幡」とみられる。『和名抄』によれば、参河国渥美郡に幡太郷がある。幡太郷は今の愛知県豊橋市内に位置したとみられ、同市羽田町とする説と田原市福江町の畠地区に比定する説とがある。裏面に年号「天平宝字」が「宝字」と略記されるが、その下が失われており、何年かはわからない。

表面中央やや上の「戸主」は、古代の戸籍の筆頭者を意味する語。よく使われる用語のため、「戸」の下に「主」が入り込み、まるで一文字のように（あるいは「雇」のように）記されている。合字と呼ばれるもので、類例としては「麻呂」↓「麿」、「堅魚」↓「鯉」などがある。

50 散位寮から宿直担当者を報告する木簡1

（三二次補、SD4100出土。宮四―三七五五）

〔表〕散位寮解 申宿直事

〔史カ〕
□生従八位下□□□□
使部□□□□□□
〔穴太上中カ〕

〔裏〕直丁宗部小友

天平神護元年□月十八日

長さ二二九mm・幅三二mm・厚さ五mm ○一型式

散位寮が上級官司の式部省に対して宿直する者を報告した木簡。散位寮は、散位（位階をもつが、特定の官職に就いていない役人）を管轄した。「解」は上申文書の様式で、下級官司（ここでは散位寮）から上級官司（ここでは式部省）に宛てたもの。宿直は昼と夜の勤務両方を指す。各官司ごとに番宿直することになっていた（公式令59百官宿直条）。

史生は書記官。使部は各官司に配属された雑用係で、内六位以下八位以上の嫡子（これを位子と呼ぶ・嫡子はここでは家の継承者。不足の場合は嫡子以外の子（庶子）も対象とされた）のうち、身体が丈夫でなく文筆や計算が不得手で下等と評価されたものを充てる。直丁は諸国から都に派遣された仕丁のうち、諸司に配属されて宿直を担当し雑用に従事した者。散位寮にはそれぞれ史生六人、使部二〇人、直丁二人が配属されていた（職員令15散位寮条）。

裏面下部の天平神護元年是、七六五年。「天平神護」は天平宝字八年（七六四）九月に起こった藤原仲麻呂（惠美押勝）の乱を神霊の護りによって平定したことにちなんだ年号で、翌天平宝字九年正月七日に改元した。

左下端を欠損し、史生の名前がわからないが四文字ほどの墨痕が残る。木簡の角を落として丁寧に削っている。ほかの式部省跡

に称徳天皇が崩御し、その後の光仁天皇の即位に伴い、一〇月一日に宝亀と改元された。

表裏とも同一の内容が記されているとみられる。ただ、表面の「下」や「犬」は書き落としたものを右側に追記しており、まず表面を記したのち、脱字に気づいて裏面に改めて書き直した、などといった場面も想像される。しかし、そのように考えると、表裏とも「清人」の二文字が自署（自筆のサイン）風なのがやや説明しにくいかも知れない。自署したあとで脱字に気付いたのであろうか。

清人と音を通じる県犬養宿祢浄人は、文献史料に二回登場している。天平勝宝七歳（七五五）、防人部領使となり防人歌二二首を兵部卿大伴家持に進上した下総国少目従七位下県犬養宿祢浄人（『万葉集』二〇—四四一八左注）と、弘仁一四年（八二三）正月七日、正六位上より従五位下に叙せられた県犬養宿祢浄人（『類聚国史』九九職官部四叙位四）である。位階に矛盾はなく、あるいは同一人であるか。

59 史生・省掌に関する文書の題籤軸

（三二）次補、SD4100出土。宮五一六一七三

（表）史生省掌

神護景雲元年

（裏）史生省掌

神護景雲元年

長さ（六七）mm・幅三〇mm・厚さ一〇mm ○六一型式

下端は折れているが、軸部が二〇mmほど残る。題籤部の長さは四八mm。軸部は角を落として円柱状に加工しており、断面はやや楕円形。

表裏とも同文で、各省の四等官の下に位置づけられる役人、史

年号の転換

◎62 駿河国からの甘子の荷札

（三二）次北、SD3050出土。宮二二五三八

駿河国安倍郡貢上甘子

〔御カ〕

寶亀元年十二月

長さ二二二mm・幅八mm・厚さ四mm ○三二型式

駿河国安倍郡（今の静岡市域。南部と西部の一部を除く）から送られた甘子（柑子）の荷札。宝亀元年は七七〇年。「宝亀」は、肥後国から相次いで献上された白亀にちなんで名付けられた年号で、神護景雲四年一〇月一日、光仁天皇の即位に伴って改元が行われた。甘子は小型のミカン類で、養老の遣唐使の帰国の際に初めて唐からもたらされたという（『続日本紀』神龜二年（七二五）十一月己丑（十日）条）。十二月という貢進月もミカン類の季節として相応しい。

文字は腐蝕のため判読できない部分が多いが、「御」の下は「贄」と続く可能性が高い。『延喜式』宮内省には、諸国例貢御贄として駿河国など五カ国より、甘子を貢進する制度がみられる。

平安時代の儀式書『西宮記』によれば、十二月に荷前使を

派遣する際、造酒司は甘糟や柑子・柿を乗せた膳を用意した。奈良時代にも同様のことが行われていた可能性が考えられるが、柑子の荷札は他に類例がない。荷札木簡としては細さの際立つ形状も特異といつてよい。

65 銭の付札

(四四〇次、SK19189出土。城三九―一五上(七二))

(表) 〇千文寶龜二年四月
(裏) 〇貫仕丁蝮部虫人

長さ二〇・一mm・幅一七mm・厚さ三mm 〇一型式

「文」は銭の単位。銅銭千枚を、中央の四角い孔にヒモを通して束ねた、いわゆるさし銭(縹銭)の付札。上端の小さい孔は、このヒモを通すためのもの。現代の札束の帯封をイメージすればわかりやすい。宝龜二年は七七一年。「貫」は銭の孔に紐を貫き通すという意味で、「仕丁蝮部虫人」は、その作業の担当者を示す(仕丁については、71解説を参照)。

類例は、平城宮跡内で65を含めてこれまでに計一二点見つかっている。(城二二―一六上、城一九―二七下、城三四―一五下・一六上、城三九―一五上、城四二―九上(二点)・九下(三点)、城四三―一四上、宮七―一九九三)。出土遺構は、中央大溝SD3715・内裏東大溝SD2700・東院西辺の南北溝SD3236Cから各一点、小子門の脇から南に流れる東一坊大路西侧溝SD4951から二点、東方官衙の焼却土坑SK19189から七点など多岐にわたる。年代も万年通宝発行後の天平宝字六年(七六二)から、神功開宝発行(天平神護元年(七六五))を挟んで宝龜二年(七七二)までにわたるが、書式や形状の規格性の高さから考えて、一連のものともみられる。

木簡をよむ4―銭の付札はどこで付けられたか？

65がさし銭作成者とその日付を記した木簡であることは容易にわかるが、これらはどこで付けられたものなのだろうか？

この点を考えるための重要な手がかりは、さし銭作成(「貫」者の職掌記載にあった。仕丁四例、民領(たみのうながし「労役民の統率者」四例、職掌記載ナシまたは不明三例のほかに、「鑄手」が一点あった(城四二―九下。なお、残念ながらこの木簡には本来書かれていたはずの「一千文某年某月」の記載は残らない)。鑄手は鑄造を担当する工人である。また、民領も鑄銭司(寮)に所属する例がある(播磨国郡稻帳(『大日本古文書(編年)』二卷一五〇頁。長門国鑄銭司民領)、山背国愛宕郡出雲郷計帳(『大日本古文書(編年)』一卷三六五頁。鑄銭寮民領Ⅱ史生か))。

したがって、「貫」が鑄銭工房で仕上がった銭を束ねる作業であることがわかる。現代でいうならお札を印刷する国立印刷局で付けたものといえるだろう。札束の帯封は各金融機関で束ねて施すものなので、この木簡とは作業場面が異なることになる。これらは鑄造したばかりの新銭の配分を受けた各官司で、さし銭をほどこいて廃棄した木簡ということになる。平城宮内各所で出土しているのもそうした理由によるとみられる。

残る課題は、これらの木簡を付した銭を鑄造した鑄銭司はどこか、である。八世紀前半に遡る事例がないことからみると、八世紀後半に操業を開始する山背国の岡田鑄銭司や、道鏡政権下の田原鑄銭司など、畿内近傍の鑄銭司が候補になる。

(二)次、SD2700出土。宮二―二二〇九)

(表) 紀伊国安諦郡英多郷戸主 □□久波々根戸口須伎 □□
 (裏) 延暦元年

長さ(二二四)mm・幅(二二mm)・厚(七mm) ○三九型式

紀伊国安諦郡(今の和歌山県有田市付近)から送られた荷札木簡。保存処理後の赤外線観察によりかなり読めるようになり、貢進者名の途中で折れていることがわかった。税目・品目の記載は元々残っていないが、税目・品目のわかる紀伊国安諦郡の荷札は、一点だけ類例のある同じ英多郷の荷札(但し、表記は県。靈龜二年(七一六)の木簡。城二九―九下)を含め調塩のみで、68も調塩の荷札の可能性が考えられる。

「戸主」「戸口」は、一文字のように書かれている。これは合字と呼ぶもので、同様の事例には、麻呂||磨、日下||早などがあ。なお、安諦郡は『和名抄』の紀伊国在田郡にあたる。これは、平城天皇の諱、安殿を避けるため、大同元年(八〇六)に改めたことによる(『日本後紀』同年七月戊戌(七日)条)。

裏面に延暦元年(七八二)の年紀がある。「延暦」の由来については諸説あつて明らかではない。天応二年八月一九日に延暦へ改元したが、改元の詔では中国の年号の歴史を振り返り、君主が即位後年号を改めなかったことはない、と説明する。一方、豊年めでたいしるしも頻りに現れていると言うものの、どこで何が出たとの具体的な言及はなく、これ以前の祥瑞を強調した改元と異なる。延暦を境に「大同」「弘仁」「天長」と抽象的な年号が続くことから、延暦は年号の歴史における転換点であったことが指摘されている。

(二)五四次、SD2700出土。城一七―七七下)

(表) 合進廩丁一人 土師商人 讚岐国人三木郡
 (裏) 延暦二年二月十九日物部又麻呂

長さ(二七三)mm・幅(四一mm)・厚(三mm) ○一型式

廩丁を進上する送り状の木簡。廩丁の名は土師商人、讚岐国三木郡(今の香川県三木町、及び高松市・さぬき市の一部)の人だった(「讚岐国人三木郡」という書き方は異例で、普通は「讚岐国三木郡人」と書く。「三木郡」をあとから補ったのだろうか)。

廩丁は、五十戸すなわちサトごとに二人ずつ徴発されて都で労役に従事した仕丁のうち、実際に労役に従事する立丁の炊事を担当した仕丁をいう。廩丁も立丁と同じように労役に従事する場合も多かった。仕丁には、役所に当直して雑役に従事する直丁、現業部門で野外労働に従事する駆使丁の区別があった。大宝令には徴発期限の規定がなかったらしいが、養老六年(七二二)に三年交替と定められた(『続日本紀』同年二月甲午(二三日)条)。

廩丁の貢進木簡はほかに類例が全くなく、71が使われた場面を想定するのは難しい。素直に読んで讚岐国から廩丁を都に送る際の本簡と理解するのが普通かも知れないが、単刀直入で簡略な内容や、裏面の差出人に肩書きが全く併記されていないことなどからみて、讚岐国から仕丁を都に届ける際ではなく、宛先や差し出しの肩書きを明記しなくてもお互いを認知できる役所内で、廩丁のやりとりをする際の本簡の可能性も考慮に値するだろう。ただ、内容が簡略なわりには、非常に整った楷書で丁寧に書かれているのが気になるころではある。

年号の省略

74 瓦の進上状

(一五五次、SD11640出土。宮六一九八八)

(表)進上牝瓦二百枚

0

(裏)三年四月十六日主典田辺史

0

長さ二五三mm・幅二七mm・厚さ三mm ○一型式

「牝瓦」は女瓦、すなわち平瓦のこと。これに対し、丸瓦のことを男瓦(牡瓦)と呼ぶ。裏面に年紀があるが、年号を省略し「三年」とのみ記す。同じ遺構から出土した他の木簡の年紀からみて、養老三年(七一九)または神龜三年(七二六)か。下端の穿孔から、同様の木簡をまとめて綴じていたことが窺える。「主典」は第四等官の一般的な表記。神龜六年四月の瓦進上木簡にも主典がみえる事例があり(宮七一―一八七三)、催造司主典の可能性が考えられている。「田辺史」の「史」は、田辺氏の姓、または名、いずれの可能性もある。

参考 年号が記された土器

(一三九次、SD10550出土。『平城宮出土墨書土器集成Ⅱ』七六七号)

天應元年

土師器杯Bの底部外面に墨書がある。天応元年は、七八一年。「天応」は、伊勢の齋宮に現れた美しい雲を、天が感応したことによるものとして名付けた年号で、宝龜一二年正月一日に改元した。天応の年号を記した木簡は、現在のところ平城宮・京跡からは出土していないが、墨書土器では出土例がある。

【木簡が見つかった遺構】

SD145 (藤原宮北面中門地区、展示番号2)

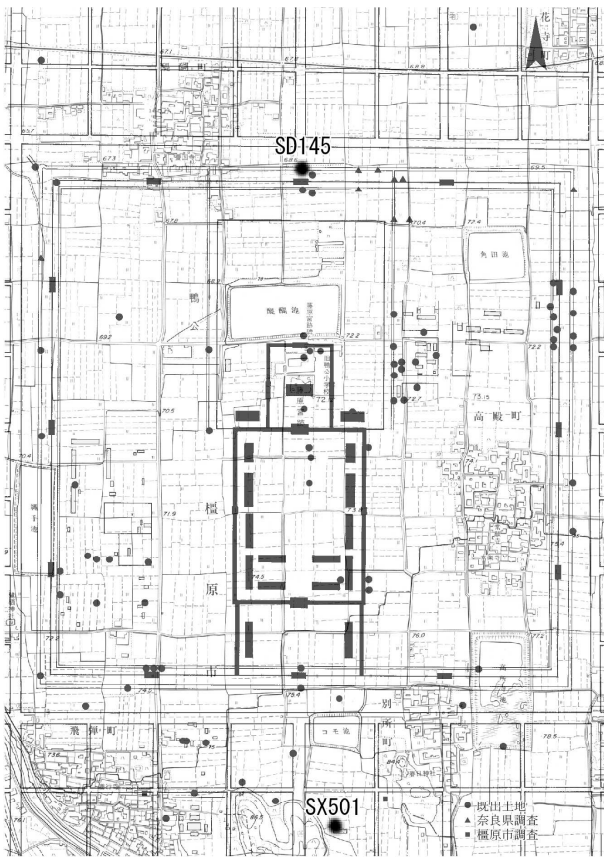
一九七五・七六年

藤原宮の北面中門SB1900の北側、北面大垣SA140の北約二四mのところを東から西へ流れる、幅約五m・深さ一mの素掘りの濠。濠の堆積層は四層にわけることができ、木簡は下層の二層から計五五一点が出土した。また、奈良県教育委員会の調査で藤原宮の東北隅で検出した際も、木簡約八〇〇点近くが出土している。

SX501 (藤原宮左京七条一坊西南坪、展示番号5)

二〇〇一年

東西約二三m、南北一〇m以上の浅い池状の遺構。観賞用の池ではなく、窪地のようなもの。木簡を含む大量の木屑によって人為的に一気埋め立てられている。木簡は、大宝元年(七〇一)・二年における衛門府の活動を示すものを多数含んでおり、埋め立ての時期は大宝二年末ないし大宝三年初頭頃と考えられる。木簡の出土点数は、一万二六一五点(うち削屑一万一八九六点)に達し、飛鳥・藤原地域で最多の点数を誇る。



藤原宮および周辺木簡出土地点図

● 今期展示する木簡の出土地

SK3213 (平城宮東院地区西辺、展示番号8) 一九六五年

東院地区西辺の西側に隣接する区画内の土坑。平面は一辺一・一mの方形を呈し、検出面からの深さは約〇・四m。埋土は有機物を多量に含んだ腐植土である。木簡は、箸などの木製品とともに八点(削屑なし)出土した。

内裏西南隅外郭整地土 (平城宮内裏地区、展示番号11) 一九七四年

第一次大極殿院東南隅と内裏外郭西南隅に挟まれた谷部に施された整地土。木簡は造営直前の地表面と整地土との間に堆積した建築用材の破片やはつり屑、檜皮などとともに、二一二点(うち削屑一四二点)出土した。

SD3035 (平城宮造酒司地区、展示番号14、26)

国宝 一九六五年

造酒司の井戸の排水を流すために、役所の西辺に位置をずらしながら何度か掘られた南北溝の一つ。幅約七〇cm、深さ約二〇cm。南端は造酒司南限の築地塀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する。奈良時代前半の靈龜・養老・神龜(七一七〜七二九年)の年号をもつものがまとまっている。ただし、最上層からは天平勝宝八歳(七五六)十月の年紀のある木簡(宮二―二二四七)が出土しており、奈良時代半ば過ぎに埋没したとみられる。なお、木簡は溝のあちこちからまんべんなく出土しているのではなく、溝が溜まり状に広がった部分から集中的に出土している。溝の遺物ではあるが、土坑状の遺構の遺物が主体とみることでもでき、年代や内容の一括性の高さはこれに由来する可能性がある。出土木簡は、同じく造酒司内で検出された井戸SE3046および溝SD3047・3050出土木簡とともに、平城宮造酒司出土木簡として二〇一五年に重要文化財に、さらに平城宮跡出土木簡の一部として二〇一七年に国宝に指定された(五六八点(うち削屑三五九点))。

SE4770 (平城京左京三条二坊八坪長屋王邸、展示番号17) 一九八八年

長屋王邸(左京三条二坊一・二・七・八坪)内の井戸。平面は南北約一・九m、東西約二・三mの方形を呈し、検出面からの深さは約二m。長屋王一家が居住したと考えられる内郭の東北側に隣接する場所で検出した。出土遺物から養老二年(七一九)初頭以前に埋められたと考えられる。これは、長屋王家木簡が出土したSD4750への木簡投棄とほぼ同時期。「長屋皇宮俵」と書かれた木簡など計二二六点が出土した。

SD4951 (平城宮東院地区西辺・小子門地区、展示番号20、23)

一九六七・六八年

東院西辺の排水を集める溝で、小子門の西側から宮外へ出て、東一坊大路の西側溝となる。幅一・三m、深さ〇・九m。木簡は、小子門北方の調査(平城第四次調査)では20を含む二六点(うち削屑二点)が、小子門付近の調査(平城第九次調査)では23を含む二九〇点(うち削屑二二〇点)が出土した。二条大路北側で西から流れてくる二条大路北側溝SD1250を合わせ、さらに京内を南流する。京内の道路側溝としては最も多くの木簡が出土しており、宮近辺だけでなく、七条でも千点規模の木簡の出土が知られる。

SD11640 (平城宮壬生門東方南面大垣、展示番号29、74)

一九八四年

平城宮南面大垣東端から西に五〇mの位置で南面大垣を横断する、幅三・五m、深さ〇・八mの南北溝。北端は大垣内側の東西溝SD4100に接続し、南面大垣を抜けたあと、二条大路北側溝SD1250に合流する。溝の埋土の上に大垣本体が築かれているが、暗渠などの痕跡はない。木簡は一一七一点(うち削屑一〇三〇点)が出土した。靈龜二年(七一九)から神龜五年(七二八)までの年紀のある木簡を含み、神龜年間以降の早い時期に埋め立てられたと考えられる。溝が機能していた時期にはこの部分の南面大垣は分断されていたことになるが、遷都か

ら二〇年近くも開渠のままだったとは考えにくいから、宮東南隅部分での改作の際に、パイプ的な排水溝として臨時に開削したものか。なお、隣接する東面大垣においても、大垣を横断する二時期にわたる開渠の痕跡が確認されており、同様の機能を果たした溝とみられる。

SD5300 (平城京左京二条二坊五坪二条大路濠状遺構 (北)、展示番号32) 二条大路木簡 一九八九年

平城京左京三條二坊八坪 (光明皇后宮。旧長屋王邸) と二条二坊五坪 (藤原麻呂邸) の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から東に二条大路北端に沿って延びる遺構。幅二・七m、深さ一・一・三m。総延長は約五八m。西端の門前から、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡が集中して見つかった。木簡は約三万五千点 (うち削屑約二万九千点) 出土した。

SK820 (平城宮内裏北方官衙地区、展示番号35)

国宝 一九六三年

内裏の北東に位置する北外郭官衙西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。一辺約四m、深さ約二・三m。天平一七年 (七四五) の平城遷都後のこの地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平一九年 (七四七) 頃に埋められたとみられる。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構。出土木簡は、平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡として、二〇〇七年に重要文化財に、さらに二〇一七年に平城宮跡出土木簡の一部として国宝に指定された (一七八五点 (うち削屑九五二点))。

SA3205 (平城宮東院地区西辺、展示番号38)

一九六五年

東院地区西辺の西側に隣接する区画内の南北掘立柱塀。四間分検出し、柱掘形は不揃い。木簡は、北端の柱掘方から一点出土した。

SK2101 (平城宮内裏北方官衙地区、展示番号41)

国宝 一九六四年

内膳司と推定される役所のうち、東半の広場部分で見つかった密集

するゴミ穴の一つ。東西三・五m、南北三・四mの方形。周辺にはいくつものゴミ穴が重複して掘られ、井戸の南西側の作業場兼塵芥処理場のような様相を呈していた。そのいくつかから木簡が出土した。出土木簡は、SK870・2102・2107出土木簡とともに、平城宮跡内膳司推定地出土木簡として二〇一〇年に重要文化財に、さらに二〇一七年に平城宮跡出土木簡の一部として国宝に指定された (四八三点 (うち削屑二三三点))。

SD4100 (平城宮宮城東南隅地区、展示番号44、50、56、59)

一九六六年

平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最大深さ一m。東面大垣内側の南北溝SD3410に合流する。木簡は、式部省の勤務評価に関わる削屑が大半で、養老・神龜年間 (七一七〜七二九) から宝龜元年 (七七〇) のものまでを含むが、養老・神龜年間 (七一七〜七二九) のものは南面大垣を横断する南北溝SD11640と一連の遺物とみられ、東西溝SD4100の木簡は基本的に宝龜元年頃に一括して投棄されたとみられる。なお、宝龜年間 (七七〇〜七八一) 頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木簡もわずかに含まれる。木簡は約一万三千点 (うち削屑約一万二千点) 出土した。

SD2700 (平城宮内裏東方官衙地区、展示番号47、68、71)

一九六四・六五、八四年

平城京の北東に位置する水上池の南西部に端を發し、内裏東辺を南流してその排水を集める平城宮の東大溝。内裏東辺では石の護岸をもつが、それより南では一部に木杭による護岸がみられる程度となる。東院朝堂院・朝集殿院東辺の東方官衙のどこかの地点で東に折れ、SD3410に接続していたとみられるが、その地点は未詳。内裏周辺では、天平期以降の多量の遺物が層位的に堆積していることが知られている。木簡は、47、68の出土した平城第二二次調査では一九〇点、71の出土した平城第一五四次調査では一九〇〇点弱 (うち削屑約一二〇〇点) が出土している。

SD3245 (平城宮東院地区西辺、展示番号53) 一九六五年

素掘りの南北溝。東肩は畦畔の下のため未検出であるが、幅は最大で二・六m、深さは三〇〜四〇cmである。堆積土は三層に分けられ、木簡は、上・中層から土器・木片などとともに、八点出土した。53は、それらとは別に、溝南端西岸の整地層下の砂層上面から出土したものである。

SD3050 (平城宮造酒司地区、展示番号62) 国宝 一九六五年

造酒司の井戸からの南北方向の排水溝。二時期の溝が重複する。上層の溝は幅約八〇cmで、下層の溝は幅約五〇cm。上層の溝から、宝亀元年(七七〇)の紀年を持つ木簡(62)が出土しており、奈良時代末期まで機能していたと考えられる。

出土木簡は、同じく造酒司内で検出された井戸SE3046および溝SD3035・3047出土木簡とともに、平城宮造酒司出土木簡として二〇一五年に重要文化財に、さらに平城宮跡出土木簡の一部として二〇一七年に国宝に指定された(五六八点〔うち削屑三五九点])。

SK19189 (平城宮東方官衙地区、展示番号65) 二〇〇八・〇九年

平城宮東方官衙で見つかったゴミ穴。東西約一一m、南北約七m、深さ約一mの巨大なもので、輪郭が炭化した状況を示すことから、ゴミを焼却するための穴とみられる。ゴミの投棄と焼却を、穴を拡張しながら何度か繰り返しているらしい。

木簡は、宝亀元年(七七〇)前後の衛府に関わるものが大部分を占めており、宝龜三年二月に行われた称徳天皇没後の行政改革の一環としての衛府の統廃合(外衛府の廃止とそれに伴う舍人の近衛府・中衛府・左右兵衛府への分配。『続日本紀』宝龜三年二月丁卯〔十六日〕条)に伴う造営工事のゴミ処理施設とみられる。木簡は削屑が中心であるため、土ごとコンテナに入れて整理室に持ち帰り順次洗浄作業を進めているが、最終的に数十万点に達する可能性がある。また、木簡以外にも、食物残滓、炭、造営部材やその端材・はつり屑、檜皮、さまざまな植物や昆虫類など、膨大な量のさまざまな遺物が日々洗浄作業によって確認されつつある。

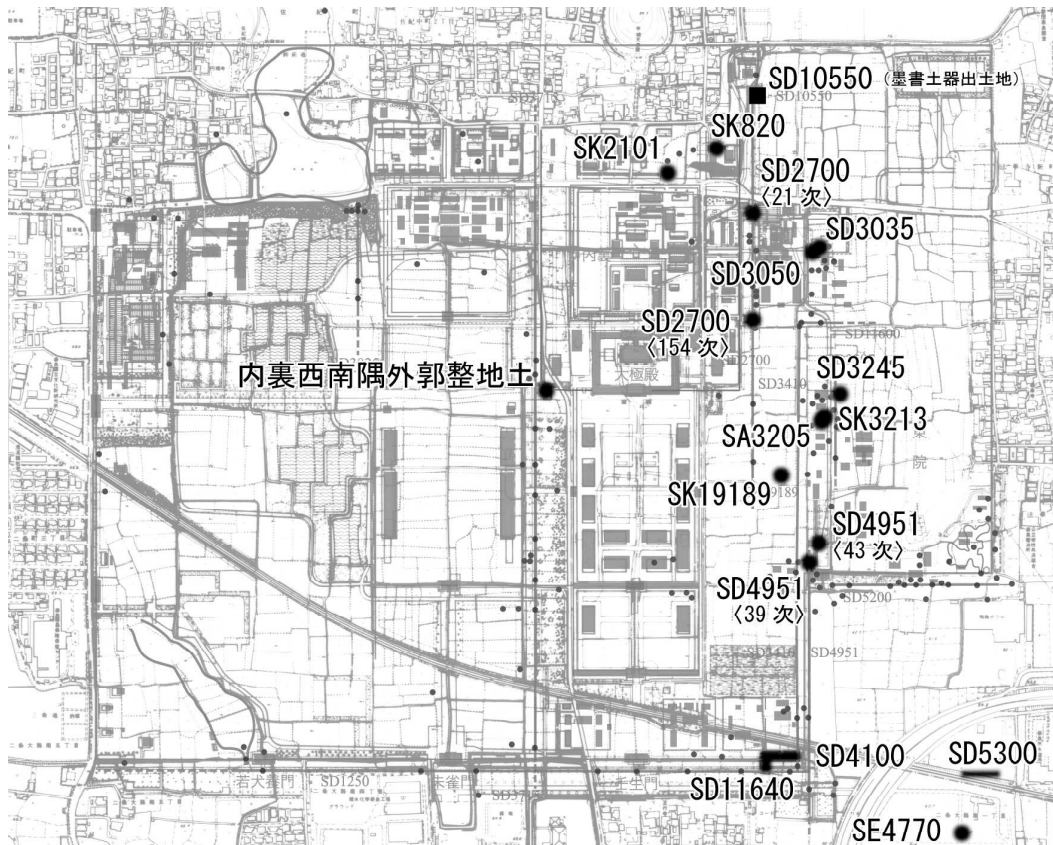
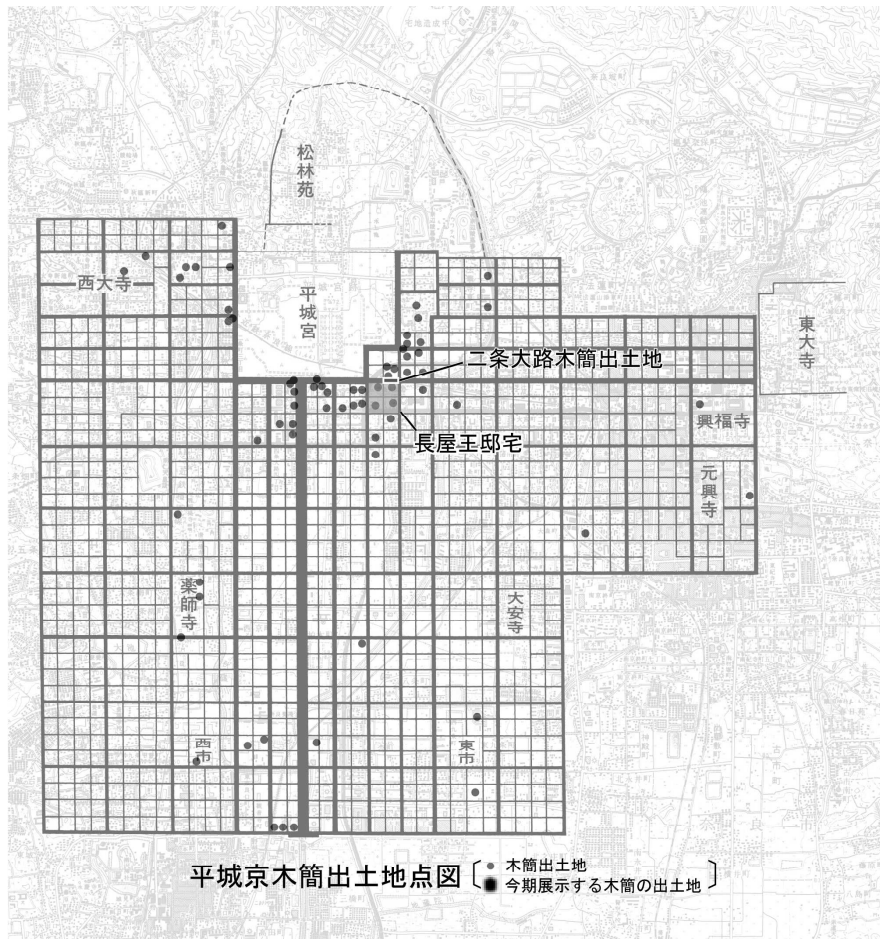
なお、SK19189は焼却土坑としては平城宮で初めての発見となったが、周辺には同様のゴミ穴が他にも多数あることが確認されている。これらのゴミ穴より新しい建物も見つかっているから、造営工事終了後には埋め戻され、再び役所の建物用地として利用されたことがわかる。

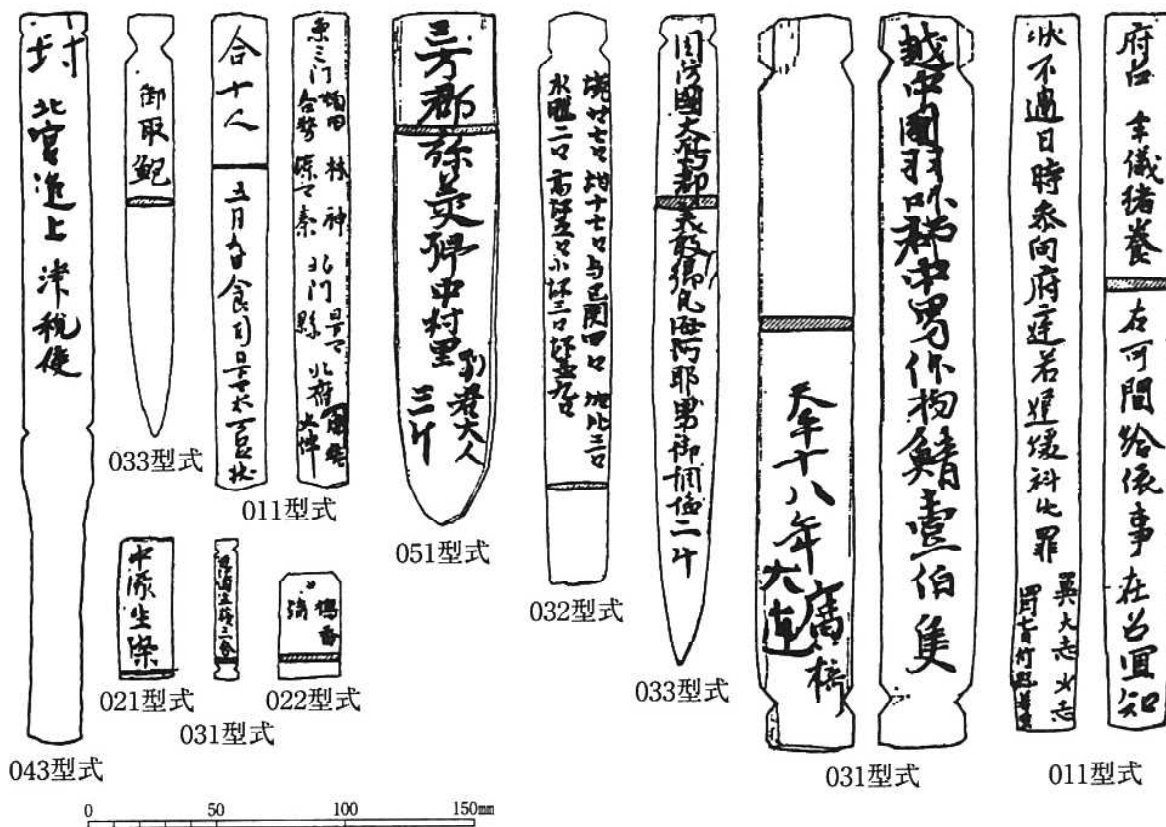
SD10550 (平城宮内裏北外郭東北部、展示番号参考)

一九八二年

平城宮東部の東大溝SD2700に東から注ぐ東西溝。幅二・七m、深さ一・七mの素掘りの溝。木簡は六三点(うち削屑七点)出土した。堆積土は上下二層あり、下層からは天平元年(七二九)と天平六年(七三四)の紀年銘木簡、最上層からは天応元年(七八一)銘の墨書土器(参考)も出土している。

(奈良文化財研究所史料研究室)





【木簡の型式分類とその説明】

- 〇一型式 長方形の材のもの
- 〇一五型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの
- 〇一九型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの
- 〇二一型式 小型矩形のもの
- 〇二二型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの
- 〇三二型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの
- 〇三三型式 方頭・圭頭など種々の作り方がある
- 〇三二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの
- 〇三三型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの
- 〇三九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 〇四一型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの
- 〇四三型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいれたもの
- 〇四九型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 〇五一型式 長方形の材の一端を尖らせたもの
- 〇五九型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 〇六一型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの
- 〇六五型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの
- 〇八一型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの
- 〇九一型式 削屑